

幕末期の御用留にみる支配体制

―丹波国福知山藩の財政改革を事例に―

渡部 凌空

はじめに

丹波国福知山藩は、同国の最北に位置し、寛文九年（一六六九）の朽木植昌入部をもって石高三万二〇〇〇石となる。以降、近世を通じて朽木氏によって統治された譜代小藩である。同藩の御用留として最も古い事例と考えられるのが、朽木氏入部から二年後の寛文一年に作成された「堀村代々庄屋記録」である。¹ 本稿では詳述しないが、伝来する全六冊の内、最初に作成された第一冊の冒頭には、戦国期の福知山城城主横山大膳から最後の藩主朽木為綱までの歴代藩主・城主を列記したり、寛文一一年以前の出来事も記載されている。この点から、年代記的な性格をも有する史料であり、御用留の多様性を窺わせるものである。

当藩の歴史を特徴づける出来事の一つとして、後述する万延の強訴が挙げられる。当藩では、この一揆に関する記録帳・日記類が多く作成されており、当時の人々に大きな衝撃を与えたことが分かる。既に『福知山市史』では一揆の実態、その原因となった改革の内容、

それを推し進めた藩の中心人物などについて明らかにされている。しかし、改革の主導者と村の間に立って、実質的に政策を担っていた藩の役人や組織、また村役人が、具体的にどのような村と関わっていたのかについては更なる検討が必要である。そこで、本稿では当該期の御用留を用いて、一揆の背景となった諸政策の実行主体に注目し、改革期における支配体制を検討することを目的とする。

一 末村の御用留

本稿では、夜久郷末村（現福知山市夜久野町字末）の御用留を用いる。幕末の福知山藩の村方は、南郷・豊富郷・金谷郷・夜久郷の四郷、全六二か村から構成されている。この内、夜久郷は藩領の北西部に位置し、後述する専売制において重要な桐実や漆、こんにゃく玉などの生産地であり、一揆が発生した地でもある。また、末村は現在の中夜久野地域にあたる山間の農村で、明治元年時点の村高は二二六石であった。

末村で作成された御用留は、現在一〇冊が伝来している。一覧を【表1】に示した。表題は、「御用御廻状扣帳」「御廻文書状控帳」「御廻文控万覚帳」など、作成者と時期によって異なるが、いずれも藩や他村などから廻達された文書を書き留めたものである。なお、末村で作成された願書の写しや、人足割付などの部分的な情報を抜き書きした覚書も確認できる。この御用留は、おおよそ一年ごとに作成されており、孫左衛門による寛政二年（一七九九）から文化六年（一八〇九）の期間（番号①～③）と、重左衛門による安政六年（一八五九）から慶應四年（一八六八）の期間（番号④～⑩）の二つに大きく分かれる。特に注目されるのは、一揆以前の安政六年（以下④）と万延元年（以下⑤）の御用留の件数が他の期間に比べて多い点である。件数の多寡については、作成者の性格や組頭と庄屋という役職の違いに依る可能性も考えられるが、その他の要因として藩の支配体制による影響が考えられる。

二 幕末期の財政改革

福知山藩では、先述の通り万延元年（一八六〇）八月に藩政史上最大規模の一揆である万延の強訴が発生している。この一揆の背景には、藩がその財政再建を目指して実行した財政改革があった。これらの政策を主導したのが、家老原井惣左衛門とその手先である市川儀右衛門や関三蔵などの万法係りであった。万法係りは、嘉永三年（一八五〇）以降、財政改革を本格化させ、租税の増徴、藩専売制の強化、米の喰い延ばし（一日あたりの飯米を一定量節減すること）、儉約の

徹底、御用金の賦課などを実行し、領民に過重な負担を強いていた。⁴当藩では、文政年間から既に桐実を藩の「御産物」に指定し、藩営の専売制を実行していたが、嘉永三年に藩の特産物を扱う「産物会所」が設置され、翌年には糸・真綿が御産物となる。さらに、安政五年（一八五八）には、「諸商業正直取締会所」（以下、正直会所）が城下町に設置され、専売を管理する組織の整備が進んだ。「産物会所」は特産物の管理を、「正直会所」は流通商品の統括を担う組織であった。⁶最終的には食品・衣服・諸道具・木材・金物など、生活用品のほとんどが御産物に指定されるに至っ

【表1】末村の御用留

番号	表題	期間	作成者	件数（件）
1	御用御廻状扣帳	寛政11年（1799）3月～12月	庄屋孫左衛門	24
2	御用御廻状扣帳	享和3年（1803）正月～文化元年（1804）9月	庄屋孫左衛門	14
3	御用御廻丞（状）扣帳	文化2年（1805）正月～文化6年（1809）8月	庄屋孫左衛門	23
4	御廻文書状控帳	安政6年（1859）正月～同年12月	（組頭）重左衛門	132
5	御廻文書状控帳	万延元年（1860）正月～同年12月	組頭重左衛門	112
6	廻文控覚帳	文久元年（1861）正月～同年12月	庄屋（重左衛門）	70
7	御廻文控万覚帳	文久2年（1862）正月～同年12月	庄屋重左衛門	53
8	御廻文控万覚帳	文久4年（1864）正月～同年12月	庄屋重左衛門	66
9	御廻文控万覚帳	元治2年（1865）正月～同年12月	庄屋重左衛門	76
10	御廻文控覚帳	慶應3年（1867）正月～慶應4年3月	庄屋重左衛門	81

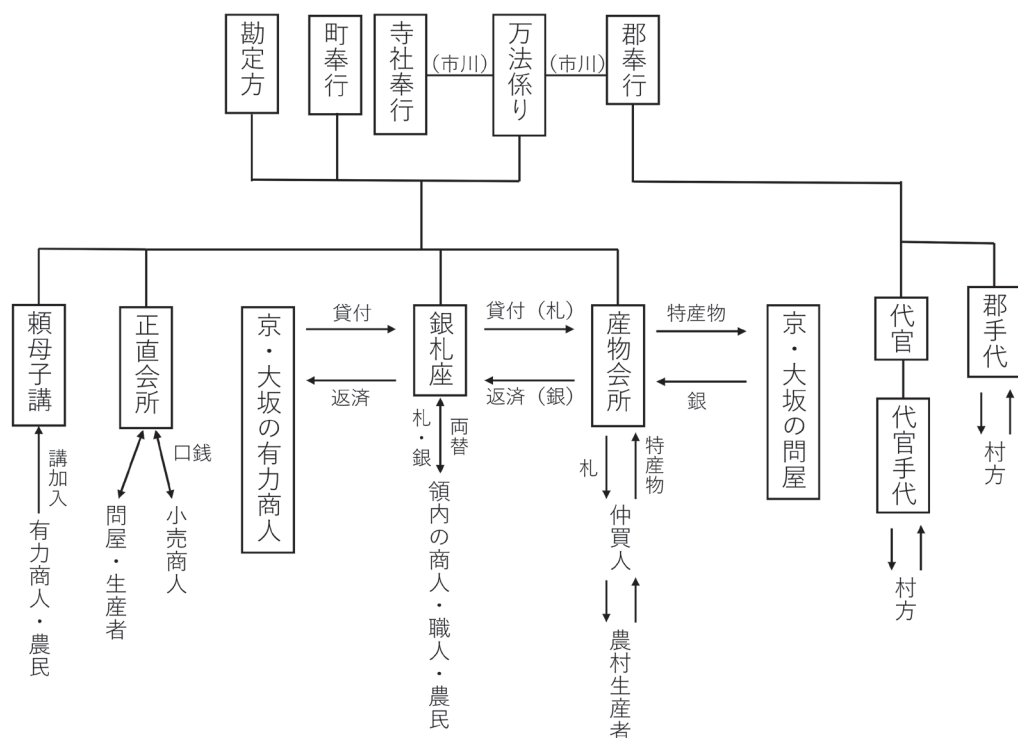
※福知山市史収集文書 052 大林「末村」（福知山城天守閣寄託）画像提供：福知山市教育委員会）より筆者作成

た。⁷これについて、当藩では藩外の市場で利益を生む特産品が少な
いため、藩内に流通する「あらゆる商品を御産物に指定し、その売買
に直接に介入して口銭を取ることを考えた」とされている。⁸さらに、
これらの政策を村方でより徹底するため、藩領の各郷の庄屋から四郷
取締を任命し、夜久郷額田村には「出張所」が設置された。

このように、幕末期には方法係りの主導の下で、城下町に設置さ
れた産物会所や正直会所、村方の四郷取締や出張所による専売制の支
配体制が構築されていた。しかし、これらの政策による過重な負担が
背景となった一揆が発生すると、藩は「諸産物御取払」などの一揆勢
の要求を認め、その支配体制を廃止するに至った。^{④⑤}における触書
の件数増加とその後の減少はこうした支配体制に依る側面が大きいと
いえるだろう。実際に、^{④⑤}では先述の諸組織が発した専売制に関す
る触書などが多く記載されるが、一揆後の御用留ではほとんど見られ
なくなっている。

三 改革下の御用留にみる諸役人・組織

当該期の支配体制について、「藩政改革組織図」⁹に寺社奉行と郡方
の組織を加えた図を【図1】に示した。上層部に方法係り・町奉行・
勘定奉行などが位置し、その下部に産物会所や正直会所をはじめとし
た組織が位置付けられている。村方支配を担う郡奉行は方法係りの市
川や清水安右衛門が兼任していた。¹⁰加えて、市川は安政六年時点で
寺社奉行も兼任している。¹¹しかし、この図には夜久郷に設置された
出張所や各郷の四郷取締が含まれておらず、その職務内容についても



【図1】改革期の組織図

※福知山市史編さん委員会『福知山市史』第3巻、1984年、
942頁 表149「藩政改革組織図」を基に、筆者一部加筆

十分に検討されていない。そのため、これらを含めた当該期の組織・諸役人の職務内容などから支配体制を捉える必要があるだろう。御用留はこれを明らかにする上で有効な史料と考えられる。

末村の御用留から、差出者の役職が断定可能な触書を抽出し、その主なものを【表2】にまとめた。財政改革に関連すると考えられる内容は太字・下線で示している。当該期に万法係りから直接発された触書が確認できないことから、その下部機関や諸役人が村方に対し政策を実行していたことが分かる。この内、代官手代と断定可能な触書は一件であるが、代官手代と推測される人物が発した触書は他に一六件存在しており、その内容には、山椒の上納指示・喰延米の改め、繭の取調など改革に関連するものが含まれる。一方で、大半が蔵米値段の通達・宗門判取といった通常業務に類する内容である。また、正直会所の件数には、触書の内容の類似性から、その下部組織と推測される「猪子取締」からの一件と「炭会所」からの二件を含んでいる。

それぞれの差出者と件数を比較すると、特に代官と四郷取締による触書が半数以上を占めていることが分かる。このうち、前者の代官ライン（代官―代官手代）は、改革関連のものも含むが、その多くが通常時の職務に属する内容である。一方で、後者が発した触書は、改革に関連するものが大半を占めている。また、郡手代と代官手代を比べると、郡手代は平常時の業務も確認される一方で、改革関連の触書が相対的に多く、産物の差出指示や封札改など、他の組織と類似する内容も確認できる。このことから、藩内の組織間で職務が明確に区分されていたなかった可能性が考えられるが、今後更なる検討が必要であ

る。

以下では、改革に際して設置された四郷取締、正直会所・産物会所、出張所の職務内容について見ていく。

（一）四郷取締

夜久郷の農民が作成したとされる「強訴実録日記」¹²によると、四郷取締は嘉永七年時点で一人おり、この内、夜久郷には日置村・平野村・額田村の三人の庄屋が任命された。また、改革から強訴までの経過を記した「一揆大騒動記録」¹³によると、彼らは藩から「大庄屋格」を与えられ、「御領分中百姓一統の心得かたをぎんみる役人故、あまたの人々大い二恐入おそろしくおもふ事尤なる役人」であったという。この記述には作成者による誇張が含まれているが、④の正月八日の触書には、「御村々初寄合二私共出席いたし候様 御沙汰御座候間、左之日限（九日朝）二御勤メ可被下候」とあり、彼らが村の寄合に直接的に介入していたことが窺える。また、その他の触書の内容から、彼らは私宅で職務を行っていたと推測される。加えて、差出のほとんどが末村の北東に位置する額田村の中嶋長右衛門であり、宛先を「五ヶ村」と表記する場合もあることから、郷内のいくつかの村を分担して職務を行っていた可能性が考えられる。

【表2】の四郷取締の内容をまとめると、以下のように分類できる。(1)御産物の売買統制、(2)生活用具の売買統制、(3)藩札などの流通管理である。【図1】に基づいて整理すると、(1)は産物会所、(2)は正直会所、(3)は銀札座の職務に関連しているといえるだろう。史料制約により、四郷取締と諸組織の間での触書の具体的な伝達経路は把握でき

【表2】改革期の諸役人・組織の触書

番号	差出	件数 (件)	内容
1	代官	51	御用銀徴収、普請人足願、諸品売捌方通達、蔵米御直段・金相場の通達、不埒者取締、鉄砲判取、村方用向窺、触書の受取指示、殿様着城恐悦・見舞出頭指示、麦上納指示、役人就任・改名通達、検見・免定渡、公儀触・鳴物停止通達、村方不容易の風聞取締、普請大工募集、盗人用心の通達、宗門改、払米の囀指示
2	四郷取締	48	御産物の売先・売払の斤目・代札等取調・指示、繭代の徴収、繭直段の会合通達、不要衣類諸道具の勝手売払禁止、江戸屋敷焼・評定所の見舞出頭指示、献木割通達、古銅・真鍮・金物類の他所売払禁止、銀札引替指示、封金取集通達、蔵米俵々直指示
3	郡(奉行)手代	17	桐実差出指示、人足出頭指示、買取人通達、材木伐採指示、封札改通達、納山椒仰付、繭作買目改、栗丸太伐採指示、他領米牛馬駄賃附の禁止、蚕種配布、繭高取調、代官・郡奉行の検見・人足通達
4	正直会所	15	郡奉行巡村の通達、炭焼人呼出、封札(改)の廻村通達(以上正直会所掛り)／牛方渡世の者調査、猪子差出指示、桐粕入用の者取調、駄荷物への銭賦課・徴収通達、漆掻世話方の証文持参指示(以上正直会所取締)／炭直売買禁止・差出催促(以上炭会所)／猪子蒸上指示(以上猪子取締)
5	年番庄屋	10	御下札・札守の郷内巡達指示、御収納日窺、中間募集、上納繭の割付・上納日の指示、庄屋呼出
6	御普請方	8	人足取調、栗丸太持出指示、普請指示、作料取調
7	出張所	6	御産物差出指示、小間物・太物商業の者出頭指示、繭仕立指示、菜種・樫実・木かご上納指示、笠類売捌方通達
8	町同心	6	漆掻込場整備指示、代官廻村の人足指示、御厩薦草割通達、宗門判取人足指示、代官後役通達、御小屋納小麦割指示
9	産物会所	4	煙草直売買禁止、桐実仕立・差出指示
10	代官手代	1 (16)	検見人足指示(以上断定分)／改名通達、公儀触受印指示、蔵米御直段通知、新規代官への挨拶指示、山椒上納指示、宗門判取、喰延米改、大麦・小麦・畑作物・繭の取調、納方出郷通達(以上推定分)
合計		166 (182)	

※安政6年・万延元年「御廻文書状控帳」を基に筆者作成

ないが、諸組織から直接村へ宛てられた触書の少なから、四郷取締を経由して触書が伝達されていたと推測される。このように、四郷取締は財政改革に伴って設置された諸組織と村の間に位置づけられ、これらの機関の職務を村方の内部から徹底する役割を担っていたと考えられる。

(二) 正直会所・産物会所

正直会所は、先述の通り藩内の商品流通を管轄し、手数料として口銭を徴収する役割を担った組織である。以下では、この組織の特徴的な職務について触書を例に挙げる。同所からの触書一五件の内五件が正直会所掛りの桐村半六・塩見濱助によるものであった。特徴的な内容として、封札改の廻村通達が挙げられる。先述の「強訴実録日記」の記述から、封札改とは、領内の町・村において、毎月分限に応じて五匁・三匁・一〇匁を積み立て、廻村してきた郡手代へ上納する政策であったことが分かる。¹⁴④によれば、四月五日に郡奉行から近日中に廻村する旨が通達されているが、末村には同月一日に正直会所掛りから「明日十日方為封札致廻村」と廻達されている。この事例からは、郡手代ではなく正直会所掛りが改めを担当することになった可能性があること、そして、

触書の伝達に遅れが生じており、その伝達機構が適切に機能していなかったことが示唆される。また、翌年閏三月には正直会所掛りが封札改の廻村を通達しており、継続的に対応していた可能性がある。

一方で、正直会所取締からの触書は七件確認できる。正直会所取締は町の商人である黒谷屋忠三郎などが任命されていた。¹⁵ 特徴的な内容としては、牛方渡世の者の人数・名前の取調が挙げられる。この触書は末村へ安政六年一〇月二二日に廻達された。また、その二か月後の一二月二九日に、村方の「牛方之内頭立候者二為致世話、壹駄二付廿文ツ、」を徴収する旨が廻達されており、運送業者に対する口銭の徴収が目的であったことが分かる。

一方、産物会所は藩専売制の中核を担う組織であったが、御用留から確認できる件数は四件と少ない。これは、先述の通り四郷取締を通じて諸政策を実施していたためと考えられる。さらに、この内二件は「御産物桐実方」からの差出であることから、正直会所に属する炭会所や猪子取締同様に、産物ごとに職務分掌されていたと考えられる。内容としては、「桐実当月中之仕立可置様」や「葉煙草所持之者江、御産物所手代之者差遣し候迄不持出候様」など、産物の流通管理に関するものがある。

(三) 出張所

町年寄が記した「四番万集録抄」には万延の強訴で打ち壊された家・役所の一覧が掲載されており、この内「産物方出張所漆屋又右衛門」と「糸産物方出張所笹屋武右衛門」の二軒の出張所が含まれていることが確認できる。^{④⑤}では、正直会所取締が発した触書の内二軒に笹

屋武右衛門の名前が確認でき、「村々出来之本猪子」と先述の駄荷物口銭を上納する場として出張所が指定されている。これらの触書は差出が正直会所であることに加えて、その内容からも出張所が正直会所の機能の一端を担う組織であったことが窺える。一方、この出張所からの触書は六件あり、小間物・太物・繭・菜種・樫実・木かご・笠類などの上納や仕立に関する触書である。例えば、④の正月二七日の触書では、「旧冬御産物相成候処之福知山御産物、正直会所へ茂不指出、当出張所へも不指出候品有之」として、該当する品を出張所へ差し出すよう催促している。これらの記録から、出張所が正直会所の出先機関として機能し、四郷取締同様に在方において、その政策を徹底する存在であったといえる。ただし、産物会所やその他の組織や役人との具体的な関係性や役割分担については、さらに詳細な検討が必要である。

おわりに

本稿では、末村に伝来する御用留を用いて、藩の財政改革において、改革を主導した方法係りと村の間に位置づけられた諸役人・組織の職務について検討した。本稿の成果をまとめると、以下の二点が挙げられる。第一に、郡奉行以下の役人による改革関連政策への関与という組織間での職務内容の類似性と、産物会所・正直会所に属する個別産物の会所・取締役の存在といった組織の細分化があり、当該期の支配体制は非常に複雑な形態を呈していた点である。第二に、これまで詳しく明らかにされていなかった四郷取締や出張所が、改革に伴う諸組

織の政策を村方の中で徹底させる役割を担っていたことを触書から示すことができた点である。

本稿では、財政改革期に注目したため、御用留の分析が安政六年と万延元年の一部の分析に限られ、課題が残った。その一つとして挙げられるのが、支配体制の変化に関する検討である。例えば、一揆によつて改革に関する御産物や封札改などの諸政策が撤廃され、その他の政策も「万事式拾ヶ年已前二御法立歸り」とされた。これを踏まえて、翌年の文久元年（一八六一）四月一日の触書では「郷方糸屋之義、万事式拾ヶ年已前之通二被差戻候」と記されている。今後は、改革前後の御用留をさらに詳細に分析し、改革期と改革前後における支配体制がどのように変化したのか明らかにすることが求められるだろう。

（京都府立大学文学部歴史学科四回生）

【註】

- 1 同文書は、全一二冊の内六冊が伝来しており、文政一〇年までの記録がある。また、「堀村代々庄屋記録」という表題は総称で、個別に「代々記録」「記録帳」「堀村代々記録」「堀村記録帳」などの表題が記されている。
- 2 福知山市史編さん委員会『福知山市史』史料編二、一九八〇年には、万延の強訴に関する史料として「一揆大騒動記録」「強訴実録日記」「万延元年郷双日記」などがある。
- 3 以下、万延の強訴について、福知山市史編さん委員会『福知山市史』第三卷、一九八四年、一〇七九頁～一二二五頁。
- 4 前掲、『福知山市史』史料編二、七七八頁。
- 5 前掲、『福知山市史』第三卷、八九四頁。
- 6 前掲、『福知山市史』第三卷、九三六頁。
- 7 前掲、『福知山市史』第三卷、一〇八五頁。
- 8 前掲、『福知山市史』第三卷、一〇八六頁。
- 9 前掲、『福知山市史』第三卷、九四二頁。
- 10 前掲、『福知山市史』第三卷、一〇九七、一一一四頁。
- 11 前掲、『福知山市史』第三卷、一〇九七頁。
- 12 前掲、『福知山市史』史料編二、八三三頁～八三三頁。
- 13 前掲、『福知山市史』史料編二、八〇一頁。
- 14 前掲、『福知山市史』史料編二、八二九頁。
- 15 前掲、『福知山市史』第三卷、九三九頁。
- 16 前掲、『福知山市史』史料編二、八四五頁。

表紙の解説

			1	2	3	4
	9			5	6	
				7	8	
	(裏)			(表)		

- 1 触留が多数展示されていた 2023 年「第 49 回愛知県公文書館企画展 新・収蔵資料展 ～古文書にみる尾張の町と三河の村～」の展示風景 山田洋一撮影
- 2 奈良町の町家をイメージした奈良市史料保存館の外観 山田洋一撮影
- 3 道標「古文書館通り」と川下りの船（船頭さんが「ここ（建物）は柳川の古文書館」と説明されていた） 山田洋一撮影
- 4 柳川古文書館の外観 山田洋一撮影
- 5 仙台伊達家領大肝入(大庄屋)吉田家文書の天保 13 年(1842)「定留」(御用留)の表紙(2011 年東日本大震災の大津波で被災、その後修復) 陸前高田市教育委員会提供 *別表 No.16、コラム 1 参照
- 6 地元の実業家が古物商から買い戻し大正 10 年(1921)に当時の小松町に寄贈された天保 13 年 7 ～ 12 月「小松藩会所日記」の表紙 西条市立図書館小松温芳図書館郷土資料室提供 *別表 No.106 参照
- 7 戦時中に大阪府立中之島図書館に保管を委託され、大阪大空襲から逃れた天保 13 年「御触書承知印形帳」(菊屋町文書)の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.80 参照
- 8 維新期に散逸した加賀前田家治政資料の書写による収集事業で作成され、のちに寄贈された天保 12 ～ 14 年「郡方御触留帳」(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫)の表紙 山田洋一撮影 *別表 No.56 参照
- 9 高田城跡（上越市）に再建された高田城三重櫓 山田洋一撮影

京都府立大学文化遺産叢書 第 37 集

公儀触等の伝達研究と触研究への情報提供あり方研究

編集 山田洋一・東 昇

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒 606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

発行日 2025 年（令和 7）6 月 30 日

印刷 株式会社 北斗プリント社
